		備考 1　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第３条第３号に規定する離島に係る市町村をいう。 2　「その他の市町村」に係る乗数Ｂは０とする。
		寒冷補正 給与差　寒冷度　積雪度 ４級地　0.824　2.217　3.022 ３級地　1.037　1.513　1.610 ２級地　1.069　1.033　0.676 １級地　1.207　0.625　0.340 無級地　0.000　0.000　0.000
［七　略］	［略］	［略］
八　補正予算債償還費	［略］	［略］
	平成13年度、平成14年度及び平成16年度から令和２年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 ［削る］ ［削る］ (1)　平成13年度補正予算債 ア　都道府県76.0％分　1.521 イ　都道府県66.0％分　1.321 ウ　都道府県50.0％分　1.000 (2)　平成14年度補正予算債 ア　新幹線鉄道整備事業分 0.926にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が0.926以下であるときは、0.926とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式XIの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 イ　都道府県50.0％分　0.926 (3)　平成16年度補正予算債 ア　都道府県95.0％分　1.847 イ　都道府県50.0％分　0.974

		備考 1　「離島に係る市町村」とは離島振興法、奄美振興法若しくは小笠原諸島振興開発特別措置法の適用を受ける市町村又は沖縄振興特別措置法第３条第３号に規定する離島に係る市町村をいう。 2　「その他の市町村」に係る乗数Ｂは０とする。
		寒冷補正 給与差　寒冷度　積雪度 ４級地　0.810　2.352　2.928 ３級地　1.020　1.601　1.553 ２級地　1.052　1.089　0.649 １級地　1.187　0.658　0.326 無級地　0.000　0.000　0.000
［七　同左］	［同左］	［同左］
八　補正予算債償還費	［同左］	［同左］
	平成11年度から平成14年度まで及び平成16年度から令和元年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	種別補正 (1)　平成11年度補正予算債 ア　平成11年度市場公募都道府県に係るもの　0.406 イ　平成11年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.411 (2)　平成12年度補正予算債　1.000 (3)　平成13年度補正予算債 ア　都道府県76.0％分　0.943 イ　都道府県66.0％分　0.819 ウ　都道府県50.0％分　0.620 (4)　平成14年度補正予算債 ア　新幹線鉄道整備事業分 0.583にβを乗じて得た数値を0.5で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該率が0.583以下であるときは、0.583とする。） α　第12条第５項の表都道府県の項第９号算式XIの符号αに同じ。 β　α×0.9×0.5 イ　都道府県50.0％分　0.583 (5)　平成16年度補正予算債 ア　都道府県95.0％分　1.167 イ　都道府県50.0％分　0.615